

東芝テック株式会社

1. 会社の概要

- (1) 会社名：東芝テック株式会社
- (2) 所属部会：関東電気機器部会第2分科会
業種：電気機械器具製造・販売業
- (3) 資本金：399億7,000万円
従業員数：3,972人（2006年3月末現在）
- (4) 営業品目：ECR, POSシステム, 電子はかり, バーコードプリンタ, MFP, ファクシミリ, プリンタ, イメージスキャナ, インクジェットヘッド, 電気掃除機
- (5) 経営理念
当社の経営理念（私たちの約束）は「モノ創りへのこだわりと挑戦 いつでもどこでもお客様とともに」である。この言葉は、創業以来の理念として、当社に脈々と受け継がれている「強い商品は得意な技術シーズから生まれる。失敗を恐れず、常に新しいテーマに挑戦しよう！」という「新しい価値創造（モノ創り）」への信念と気概、および「常にお客様を第一に考え、お客様に喜ばれ、信頼される商品を提供すること」を事業活動の基本としていることとを、私たちの原点として忘れることなく永く続けることへの宣言であり、私たちの目指す姿でもある。
- (6) CIマーク



2. 知的財産部門の概要

(1) 組織上の位置及び名称

社長－技術本部－知的財産権部
－カンパニー－知的財産部・知財担当
－事業推進部－企画業務部（知財担当）

(2) 構成及び人員

知的財産権部は、大崎（東京）の本社を中心として計21名からなり、知的財産権に係る諸方策の企画・調整・推進、技術提携契約に係る調整・支援、知的財産権の調査・判定、ならびに知的財産権の確立のための出願・登録・訴訟等の諸手続きを担当している。

各カンパニー等の知的財産部・知財担当は、秦野・三島・大仁の事業所に配置され計27名からなり、カンパニーにおける事業活動の支援、国内外における特許権の取得、特許判定、他社特許対策、特許係争・契約等を担当している。

(3) 沿革

当社は、昭和25年に東京電気株式会社として創設され、平成6年10月に販売会社のテック電子株式会社と合併して商号を「株式会社テック」に変更した。その後、平成11年1月に東芝グループにおける事業の再編があり、東芝テック株式会社に商号変更し、現在に至る。

当社の知的財産組織は、昭和44年に技師長室内の特許グループとして発足し、昭和59年に発展・充実させて特許部として独立した。平成2年には著作権や営業機密管理等にも業務を拡大して知的財産権部に名称変更し、現在に至る。

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

3. わが社の知財活動

(1) 基本方針

当社は、本社ならびに各カンパニー／事業推進部における事業戦略、研究開発戦略とリンクした知的財産権戦略を策定し、事業利益を生み出す知的財産の創出と権利の獲得、他社知的財産権の侵害防止、および自社権利の活用による事業利益への貢献を目指している。

(2) 知的財産活動

① 戦力特許の取得

重点分野に比重を置いた発明発掘、先行技術調査、特許出願を行っており、戦力特許（Sランク）出願件数を毎月フォローして、常に事業戦略／研究開発戦略に即した活動を遂行している。

② 他社特許対策

全製品について、他社権利対策・自社出願確認を中心にパテントレビューが必須となっており、レビュー報告書で対応が徹底され、カンパニーの知財部門長の承認を経て製品化が進められている。

特に、外国権利が障害となる場合は当該国の特許弁護士の鑑定を取り、その結果を踏まえた適切な対応を採るなど、パテントクリアランスの徹底を図っている。

③ 自社権利の活用

取得した知的財産権を当社製品に積極的に採用し、当社製品の優位性を確保して売上げ及び利益の向上を図っている。

また、取得した知的財産権のうち他社への実施許諾が可能なものについては、積極的にライセンス供与して実施料収入につなげている。

④ 優秀発明表彰

この優秀発明表彰は、事業利益に貢献する発明を早期に表彰して発明者のインセンティブを

高めることを狙ったもので、過去3年間の国内外特許出願（意匠出願含む）の中から、当社の事業利益に著しく貢献する発明を毎年数件選定して、その発明者を表彰している。

⑤ 知財要員の育成

新人から知財専門家に至るまでの専門性評価基準と育成プログラムに基づき、社内外の教育やOJTを通じて、若手知財要員を入社5年で一人前の知財担当者に育て上げることを目指している。

また、海外実務研修プログラムに基づき、実務経験5年以上の適格者を対象に海外での実務研修を経験させて、知財要員の外国特許実務能力の向上を図っている。

⑥ 特許管理システム／特許調査システム

この特許管理システムは、提案から出願・中間処理・登録・年金・発明者への補償金支払までを一元管理するもので、管理業務の効率化に大いに役立っている。また、発明者はこのシステムを利用して電子提案を行っている。

一方、特許調査システムは、国内の公開・公告・登録公報や米国の公開・登録公報を知財担当者だけでなく開発技術者も各自のPCで直接検索・調査できるようにしたもので、他社の権利情報や技術情報の調査・分析が迅速にでき、開発部門の創造活動にも貢献している。

4. 今後の課題

当社も製造・開発拠点を海外に展開しており、海外現地法人における知財活動を啓蒙・支援する体制と海外知財要員の育成を強化していく。

また、海外への技術移転に伴い、想定した技術移転の範囲を超えて「意図せざる技術流出」が生じることも考えられるため、不用意な技術流出を防止するための対策を強化していく。

（原稿受領日 2006年9月15日）